

職員給与規程

国立研究開発法人
宇宙航空研究開発機構

職員給与規程

	平成15年10月 1日	規程第15－ 28号
改正	平成15年12月 1日	規程第15－103号
改正	平成16年 4月 1日	規程第16－ 31号
改正	平成16年10月28日	規程第16－ 54号
改正	平成16年11月26日	規程第16－ 57号
改正	平成17年 3月28日	規程第17－ 15号
改正	平成17年 7月 1日	規程第17－ 67号
改正	平成17年11月29日	規程第17－144号
改正	平成19年 3月29日	規程第19－ 7号
改正	平成19年 8月30日	規程第19－ 71号
改正	平成19年 9月12日	規程第19－ 75号
改正	平成19年12月17日	規程第19－ 88号
改正	平成20年 3月18日	規程第20－ 12号
改正	平成20年12月22日	規程第20－ 91号
改正	平成21年 3月30日	規程第21－ 10号
改正	平成21年 9月30日	規程第21－ 37号
改正	平成21年12月 9日	規程第21－ 50号
改正	平成22年12月 6日	規程第22－ 57号
改正	平成23年 3月31日	規程第23－ 18号
改正	平成24年 2月10日	規程第24－ 4号
改正	平成24年 9月28日	規程第24－ 43号
改正	平成24年10月30日	規程第24－ 45号
改正	平成26年12月 9日	規程第26－ 50号
改正	平成27年 3月31日	規程第27－ 24号
改正	平成28年 3月 7日	規程第28－ 8号
改正	平成28年 3月16日	規程第28－ 11号
改正	平成28年 6月28日	規程第28－ 45号
改正	平成28年12月 2日	規程第28－ 82号
改正	平成29年 1月 5日	規程第29－ 2号
改正	平成29年 3月22日	規程第29－ 11号
改正	平成30年 2月26日	規程第30－ 4号
改正	平成30年11月27日	規程第30－ 95号
改正	令和 元年11月26日	規程令和第 1－ 25号
改正	令和 元年12月 3日	規程令和第 1－ 28号
改正	令和 3年 6月29日	規程令和第 3－ 45号
改正	令和 4年 2月 3日	規程令和第 4－ 8号

改正	令和	4年	2月28日	規程令和第	4－	11号
改正	令和	4年	9月12日	規程令和第	4－	59号
改正	令和	4年	9月29日	規程令和第	4－	68号
改正	令和	4年	10月28日	規程令和第	4－	74号
改正	令和	4年	11月25日	規程令和第	4－	83号
改正	令和	5年	7月24日	規程令和第	5－	31号
改正	令和	5年	11月21日	規程令和第	5－	52号
改正	令和	5年	12月25日	規程令和第	5－	59号
改正	令和	6年	9月30日	規程令和第	6－	64号
改正	令和	6年	11月29日	規程令和第	6－	74号
改正	令和	7年	3月24日	規程令和第	7－	12号
改正	令和	7年	8月18日	規程令和第	7－	43号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 本給には、第16条の規定による本給の調整額を含む。

3 諸手当は研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域調整手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、交替手当、休日出勤手当、特殊勤務手当、技能手当、テレワーク手当、総研大研究科長・専攻長手当、特定業務手当及び期末手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員が機構において、職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはできない。ただし、教育職本給表の適用を受ける職員が、職を兼ねる場合は、この限りでない。

(給与の支給)

第4条 職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接職員に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合は、その者に対する給与の全部又は一部をその者が希望する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 職員の給与(期末手当を除く。)の支給定日は、毎月25日(その日が就業規則(規程第15-23号)第29条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

- 2 前項に定める日に支給する給与は、当月分の本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、扶養手当、住居手当、第24条第1項第2号に定める期間型通勤手当、単身赴任手当、地域調整手当、特地勤務手当、技能手当、総研大研究科長・専攻長手当及び特定業務手当並びに前月分の第24条第1項第1号に定める実費型通勤手当、超過勤務手当、深夜手当、交替手当、休日出勤手当、特殊勤務手当及びテレワーク手当とする。
- 3 職員を給与の支給定日以後月末までに採用し、又は復職させたときは、その月の本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、地域調整手当、特地勤務手当及び特定業務手当は翌月の支給定日に支給する。
- 4 職員が給与の支給定日以降月末までに本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、地域調整手当、特地勤務手当、技能手当、総研大研究科長・専攻長手当又は特定業務手当について異動を生じたときは、翌月の支給定日において増額又は減額して支給する。
- 5 職員が死亡し又は退職したときは、前4項の規定にかかわらず、その際、給与を支給することができる。

(非常時払)

第6条 職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため給与を請求したときは、その請求の日までの給与を第8条に規定する日割計算により支給する。

(給与の日割計算)

第7条 本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、地域調整手当、特地勤務手当、技能手当、総研大研究科長・専攻長手当又は特定業務手当が月の中途において採用、退職、休職、復職及び役職の異動その他の事由により異動を生じたときは、発令の日又は事由の生じた日から起算し、次条に規定する日割計算をもって支給する。ただし、死亡により退職するときは全額を支給する。

(日割計算の方法)

第8条 本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、地域調整手当、特地勤務手当、技能手当、総研大研究科長・専攻長手当及び特定業務手当の日割計算は、それぞれの月額を、当該月の日数から当該月の休日の日数を差引いた日数で除して得た額に、当該月において前条に定める発令の日又は事由の生じた日までの日数若しくはそれぞれの日以降の日数であつて、休日の日数を除いた日数を乗じて得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 この規程における勤務1時間当たりの給与額は、本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、地域調整手当、特地勤務手当、技能手当、テレワーク手当、総研大研究科長・専攻長手当及び特定業務手当の月額の合計額を人事部長が別に定める機構の職員の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱)

第10条 この規程の定めによって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

第2章 給 与

第1節 本 給

(本給)

第11条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

(1) 一般職本給表（別表第1）

(2) 教育職本給表（別表第2）

2 職員の本給は、その能力及び実績に基づき定めるものとする。

3 前項の本給は、月額とし、別表第1又は別表第2に定める級号給により支給する。

4 前項の定めに関わらず、一般職本給表の適用を受ける職員が年齢60歳に達した日以降の最初の4月1日以降の本給は、一般職本給表に定める級号給に100分の70を乗じて得た額とする。ただし、当該職員が職責規程（規程第28-10号）第2条第1項第5号に規定する組織基幹職の職制にある場合

は、この限りでない。

(初任給)

第 1 2 条 新たに採用された職員の受ける本給は、通達で定める基準により、その者の能力及び経歴並びにその職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定する。

(昇格又は降格)

第 1 3 条 職員の昇格又は降格は、通達で定める基準により、その者の能力及び勤務成績を考慮して行う。

(昇給又は降給)

第 1 4 条 職員の昇給又は降給は、その者の能力の伸長及び勤務成績を考慮して、昇給にあつては 6 号給以内の幅において、降給にあつては 1 号給において、それぞれ行うことができる。

2 前項の規定による昇給又は降給の時期は、毎年 1 0 月 1 日とする。ただし、職員の事情を考慮して別の日とすることができる。

3 昇給又は降給に関し、この規程に定める以外の取扱いについては、通達で定めるところによる。

(特別昇給)

第 1 5 条 前条の規定にかかわらず、機構の都合により退職するときは、通達で定める基準により特別昇給を行うことができる。

2 前項の規定による昇給の時期は、その者の退職の日とする。

(本給の調整額)

第 1 6 条 本給の調整額は、教育職本給表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員に支給する。

(1) 教授又は准教授であつて、年度を通じて講義 1 単位以上担当する者又は東京大学大学院博士課程学生、総合研究大学院大学博士後期課程学生若しくは特別共同利用研究員を 1 名以上研究指導する者

(2) 助教であつて、年間を通じて講義を 1 単位以上担当する者又は学生指導担当の教授若しくは准教授の指名を受けて教育補助を行う者。なお、教授及び准教授が指名できる助手は各自 1 名までとする。

2 前項に規定するもののほか、本給の調整額の支給に関して必要な事項は、通達で定める。

第 2 節 諸 手 当

(研究開発手当)

第17条 研究開発手当は、一般職本給表の適用を受ける職員のうち、航空科学技術に関する基礎研究、宇宙及び航空に関する基盤的研究開発、人工衛星等の開発、人工衛星等の打上げ、追跡及び運用に際して技術的判断を行う職務に、専門的知識を用いて従事する者として、通達で定める者に対し、その職員の本給月額額の100分の5の割合を乗じて得た額を毎月支給する。

(職責手当)

第18条 職責手当は、部長、室長、課長及びこれらと同等とみなされる職にある者として、職責規程に規定する職員に対して支給する。

2 職責手当の月額額は、職務における責任の程度及び職務の内容により次に掲げる額とする。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 部長級 | 116,000円 |
| (2) 室長級 | 102,500円 |
| (3) 課長級 | 88,500円 |
| (4) 総括級 | 106,000円 |
| (5) 上席級 | 92,500円 |
| (6) 主幹級 | 78,500円 |
| (7) 職責規程第6条第3項に定める場合 | 68,000円 |

3 前項の規定による額が、役員給与規程(規程第15-26号)第8条に掲げる本給月額のうち最低の本給月額から職員が受ける本給、研究開発手当及び扶養手当の月額の合計額を差し引いた額を超えることとなる場合には、その者に支給する職責手当の月額は、前項の規定にかかわらず、人事部長が調整することができる。

(主任手当)

第18条の2 主任手当は、級別能力規程(規程第17-13号)第4条別表4に規定する主任相当職のうち職責手当の対象外である者に対し、月額26,000円を支給する。

(上級主任手当)

第18条の3 前条に定める者のうち組織規程(規程第15-3号)第5章に定める職制の発令を受ける者に対しては、前条の主任手当に代えて上級主任手当として月額34,000円を支給する。

(初任給調整手当)

第19条 初任給調整手当は、医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職務に新たに採用された職員であつて、医師法（昭和23年法律第202号）に規定する医師免許証を有する者に支給する。

2 初任給調整手当の支給期間は採用の日から35年とし、その月額はその採用の日以後の期間の区分及び職員の区分に応じた別表第3に掲げる額とする。ただし、採用の日並びに支給期間及び支給額については、次に該当する場合は、それぞれに定めるところによるものとする。

（1）大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなる職員に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

（2）職員となった者のうち、職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で、初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、35年の支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（宇宙飛行士手当）

第20条 宇宙飛行士手当は、理事長が宇宙飛行士として認定した職員に対して支給する。

2 宇宙飛行士手当の月額は、その職員の属している級における本給の幅の最低の号給による本給月額に100分の75を乗じて得た額に、業務内容に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）特定の搭乗業務に固有の訓練並びに宇宙飛行士として必要な知識、語学能力及び環境適応能力の維持向上訓練、又はスペースシャトル若しくは宇宙ステーションへの搭乗等を行うことを内容とする業務に従事する場合 100分の100

（2）宇宙飛行士として必要な知識、語学能力及び環境適応能力の維持向上訓練を行うことを内容とする業務に従事する場合（ただし、前号に掲げる場合を除く。） 100分の50

（3）搭乗割当を予定しないが、宇宙飛行士として資格の維持に必要な最低限の訓練を行うことを内容とする業務に従事する場合 100分の20

（扶養手当）

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第3

号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般職8級職員」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 削除
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職7級職員等」という。）にあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、通達で定める。

（扶養親族の届出）

第22条 削除

（住居手当）

第23条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（機構から宿舍を貸与され、又は国家公務員宿舍等を貸与等され、それぞれ使用料を支払っている職員その他通達で定める職員を除く。）
- (2) 第25条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下本条において同じ。）が居住するための住宅（機構宿舍又は国家公務員宿舍

等その他通達で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして通達で定めるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、通達で定める。

(通勤手当)

第24条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する額を支給する。ただし、第2号に定める額を支給する職員は、第35条の5に定める特定業務手当の支給の対象となる者に限る。

- (1) 実際に通勤に要する運賃等の実費に相当する額(以下「実費型通勤手当」という。)

- (2) 支給単位期間に応じ算出された額(以下「期間型通勤手当」という。)

- 2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。ただし、航空運賃は含まない。)を負担することを常例とする職員

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で、通達で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

- 3 前項第1号に掲げる職員の通勤手当は、次の各号に定める額とする。

- (1) 実費型通勤手当を支給する場合は、別に定める通達により算出したその者

の１日当たりの通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「１日当たりの運賃等相当額」という。）に当該月の通勤した日数（以下「通勤手当対象日数」という。）を乗じて得た額（以下「１月当たりの運賃等相当額」という。）。

- （２）期間型通勤手当を支給する場合は、支給単位期間につき、通達で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「支給単位期間における運賃等相当額」という。）。

４ 第２項第２号に掲げる職員の通勤手当は、次の各号に定める額とする。

- （１）実費型通勤手当は、当該職員の自動車等の使用距離に基づき、本項の表中Ａ欄の使用距離に応じた同Ｂ欄に定める額を基準額として、同基準額に通勤手当対象日数を乗じて得た合計額とする。ただし、合計額が同Ｃ欄の期間型通勤手当の額の範囲を超える場合には、同Ｃ欄の額とする。
- （２）期間型通勤手当は、当該職員の自動車等の使用距離に基づき、支給単位期間について、本項の表中Ａ欄の使用距離に応じた同Ｃ欄の額とする。

A 欄	B 欄	C 欄
使用距離	実費型通勤手当 の額	期間型通勤手当 の額
片道５キロメートル未満である職員	１００円	２，０００円
片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員	２００円	４，２００円
片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員	３４０円	７，１００円
片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員	４８０円	１０，０００円
片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員	６１０円	１２，９００円
片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員	７５０円	１５，８００円
片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員	８９０円	１８，７００円
片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員	１，０３０円	２１，６００円
片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員	１，１６０円	２４，４００円
片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員	１，２５０円	２６，２００円

片道５０キロメートル以上５５ キロメートル未満である職員	１，３３０円	２８，０００円
片道５５キロメートル以上６０ キロメートル未満である職員	１，４２０円	２９，８００円
片道６０キロメートル以上であ る職員	１，５００円	３１，６００円

- ５ 第２項第３号に掲げる職員の通勤手当は、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通達で定める区分に応じ、前２項に定める額とする。
- ６ 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転（以下「勤務箇所を異にする異動等」という。）に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で通達で定めるもののうち、第２項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居（当該住居に相当するものとして通達で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - （１）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当

新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当は、次に定める額とする。

 - ア 実費型通勤手当を支給する場合は、通達で定めるところにより算出したその者の１日当たりの通勤に要する特別料金等の額に通勤手当対象日数を乗じて得た額（以下「１月当たりの特別料金等相当額」という。）。
 - イ 期間型通勤手当を支給する場合は、支給単位期間につき、通達で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「支給単位期間における特別料金等相当額」という。）。
 - （２）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

第３項から第５項の規定による額
- ７ 前項の規定は、新たに職員として任用された者のうち、第２項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該任用の直前の住居（当該住居に相当するものとして通達で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮

して通達で定める職員に限る。) その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして通達で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 8 1月当たりの運賃等相当額又は支給単位期間における運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第4項に定める額及び1月当たりの特別料金等相当額又は支給単位期間における特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は前各項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 9 実費型通勤手当は、通勤した日数に応じた額をその翌月に支給する。期間型通勤手当は、支給単位期間(通達で定める通勤手当にあっては、通達で定める期間)に係る最初の月に支給する。
- 10 期間型通勤手当を支給される職員につき、退職その他の通達で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通達で定める額を返納させるものとする。
- 11 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通達で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。
- 12 前各項の通勤手当の算定方式、通勤手当の支給の始期及び終期、その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通達で定める。

(単身赴任手当)

- 第25条 勤務箇所を異にする異動等に伴い、住居を移転し父母の疾病その他の通達で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後の勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して通達で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動等の直後の勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して通達で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(通達で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が通達で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲で交通距離の区分に応じて通達で定める額を加算した額)とする。
 - 3 新たに職員として任用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の

通達で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該任用の直前の住居から当該任用の直後の勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して通達で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして通達で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、通達で定める。

(特別調整手当)

第26条 削除

(特別調整手当の異動保障等)

第27条 削除

(地域調整手当)

第28条 地域調整手当は、東京都特別区、東京都調布市、東京都三鷹市、神奈川県相模原市、茨城県つくば市、愛知県西春日井郡豊山町、宮城県角田市、鹿児島県肝属郡肝付町又は秋田県能代市に在勤する職員に支給する。

- 2 地域調整手当の月額、本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当及び扶養手当（以下、総称して「基準内給与」という。）の月額に次に掲げる率を乗じて得た額とする。

(1) 東京都特別区	100分の8
(2) 東京都調布市	100分の7
(3) 東京都三鷹市	100分の7
(4) 神奈川県相模原市	100分の7
(5) 茨城県つくば市	100分の7
(6) 愛知県西春日井郡豊山町	100分の3
(7) 宮城県角田市	100分の1
(8) 鹿児島県肝属郡肝付町	100分の1
(9) 秋田県能代市	100分の1

(地域調整手当の異動保障等)

第28条の2 前条第1項に該当する職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域調整手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）

異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合。以下本条において同じ。)が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域調整手当の支給割合(以下「異動前の支給割合」という。)より低いとき又は当該異動の直後に在勤する地域が前条第1項に掲げる地域以外であるときは当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、基準内給与の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域調整手当を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動前の支給割合(ただし、東京都特別区に在勤していた職員については、100分の7とする。異動前の支給割合が当該異動の後に変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を越えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。以下本条において同じ。))。

- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前二号に掲げる期間を除く。)

異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

- 2 前項に該当する職員が、当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動(以下「再異動」という。)した場合(これらの職員が当該再異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該再異動の直後に在勤する地域に係る地域調整手当の支給割合(以下「再異動後の支給割合」という。再異動後の支給割合が当該再異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の再異動後の支給割合。以下本条において同じ。)が当該再異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域調整手当の支給割合(以下「再異動前の支給割合」という。)より低いとき又は前条第1項に掲げる地域以外に異動するときは、当該職員には前条の規定にかかわらず、当該再異動の日から3年を経過するまでの間、基準内給与の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域調整手当を支給する。

- (1) 前項に定める異動日から同日以後3年を経過する日までの期間

前項の規定による。

- (2) 再異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

再異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- (3) 再異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前各号に掲げる期間

を除く。)

再異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

- 3 前項に該当する職員が、当該再異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動（以下「再々異動」という。）した場合（これらの職員が当該再々異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）においては、前2項の規定による地域調整手当を支給される職員との権衡上必要があると人事部長が認めるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、地域調整手当を支給する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、前条に定める地域調整手当の支給割合が変更されたことにより、職員が当該変更時に在勤する地域の支給割合が前3項に定める支給割合より高くなったときは、異動保障を行わないこととし、変更の日から改定後の支給割合による地域調整手当を支給する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、東京都特別区に在勤する職員が東京都調布市、東京都三鷹市、神奈川県相模原市又は茨城県つくば市に異動する場合にあっては、当該異動に係る地域調整手当の異動保障は行わないこととする。
- 6 新たに職員となった者及び第1項に掲げる地域以外に在勤する者の地域調整手当の支給については、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における在勤地等を考慮して前各項の規定による地域調整手当を支給される職員との権衡上必要があると人事部長が認めるときは、当該職員には、前各項の規定に準じて、地域調整手当を支給する。

（特地勤務手当）

第29条 特地勤務手当は、種子島宇宙センター及び臼田宇宙空間観測所（以下「特地」という。）に勤務する職員に支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、当該職員が特地に在勤することとなった日における本給及び扶養手当の月額の2分の1に相当する額と現に受ける本給及び扶養手当の月額の2分の1に相当する額の合計額に次に掲げる区分に応じて、当該割合を乗じて得た額とする。
 - （1）種子島宇宙センター 100分の12
 - （2）臼田宇宙空間観測所 100分の8
- 3 第11条第4項本文の適用を受ける職員であって、その適用を受ける前に特地に在勤することとなった者に対する前項の規定の適用については、「当該職員が特地に在勤することとなった日における本給及び」とあるのは、「当該職員が特地に在勤することとなった日における本給の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（寒冷地手当）

第30条 削除

(超過勤務手当)

第31条 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超える勤務又は休日の勤務を命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間を超える勤務又は休日の勤務を行った全時間について、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- (1) 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125
 - (2) 休日における勤務 100分の135
 - (3) 月60時間を超える超過勤務 100分の150
- 2 前項各号の勤務のうち、午後10時から翌日午前5時までの間（以下「深夜」という。）の勤務については、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を別に支給する。
- 3 職責手当が支給されている者については、第1項の規定による超過勤務手当は支給しない。ただし、第11条第4項本文の規定の適用を受ける者は、この限りでない。

(深夜手当)

第32条 深夜手当は、正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に対し、その間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(交替手当)

第33条 交替手当は、人工衛星等の打上げに係る業務、人工衛星等の追跡、管制又は運用に係る業務並びに人工衛星等及び人工衛星等搭載機器の試験に係る業務に従事する職員が、交替により勤務し、かつ、正規の勤務時間として深夜に勤務した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,900円
 - (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,600
 - (3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 1,300円

(休日出勤手当)

第34条 職責手当を支給されている者（第11条第4項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休

日に勤務した場合は、当該職員には、休日出勤手当を支給する。

- 2 休日出勤手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において通達で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して通達で定める勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、休日出勤手当の支給に関し必要な事項は、通達で定める。

(特殊勤務手当)

第35条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高所作業手当
 - (2) 爆発物取扱等作業手当
 - (3) 航空手当
 - (4) 有害物取扱手当
 - (5) 異常気圧内作業手当
 - (6) 削除
- 2 高所作業手当は、職員が、次の各号に掲げるいずれかの作業に従事したときに支給する。
 - (1) 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う施設設備の維持管理若しくは建設又は人工衛星等の組立整備の作業(次の各号に規定する監督・検査、安全監視の作業を除く。)
 - (2) 地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う施設設備の維持管理若しくは建設又は人工衛星等の組立整備に係る監督・検査、安全監視の作業
 - 3 爆発物取扱等作業手当は、職員が、次の各号に掲げるいずれかの作業に従事したときに支給する。ただし、研究開発手当の支給を受ける職員が第2号又は第3号の作業に従事した場合は、支給しない。
 - (1) 人工衛星等への火工品の装てん又は結線の作業(当該作業の監督・検査を含む。)
 - (2) 高圧ガスを直接に製造又は充てんする作業(当該作業の監督・検査を含む。)
 - (3) R J - 1、液体水素又は液体酸素を直接に屋外貯蔵所、ロケットタンク又はランタンクへ充てんする作業(当該作業の監督・検査を含む。)
 - 4 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、宇宙飛行士手当の支給を受ける職員には支給しない。
 - (1) 航空機乗組員として行う業務
 - (2) 操縦練習又は教育訓練
 - (3) 航空機の検査
 - (4) 試作又は改造の航空機用機器材の実験
 - (5) 航空無線設備の検査

- (6) 気象、地象又は水象の観測又は調査
 - (7) 航空法(昭和27年法律第231号)第37条の規定による航空路の指定に関する調査等航空機の航行の安全を図るために行う調査
 - (8) 航空法第76条第1項各号に掲げる事故の原因を究明するための調査
 - (9) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験
 - (10) 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査
 - (11) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査
 - (12) 人工衛星等の機器に係る研究、試験又は実験
- 5 有害物取扱手当は、職員が、人工衛星等の打上げ又は燃焼試験の業務において、ヒドラジン又は四酸化二窒素を取り扱う作業(当該作業の監督・検査を含む。)に従事したときに支給する。
- 6 異常気圧内作業手当は、職員が低圧負荷装置のある低圧室内で低圧環境適応訓練又は訓練技術開発のための試験に係る作業(以下「低圧訓練等」という。)を実施したとき又は低圧訓練等を受けたときに支給する。ただし、宇宙飛行士手当の支給を受ける職員には、支給しない。
- 7 削除
- 8 第2項、第3項及び第5項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げるところによる。
- (1) 第2項の作業
第1号の作業にあつては220円(当該作業が地上20メートル以上の箇所で行われたときは320円)、第2号の作業にあつては200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは300円)とする。
 - (2) 第5項の作業
290円とする。
 - (3) 第3項の作業
250円(第2号及び第3号の作業にあつては300円)とする。
- 9 第4項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき、職員の職務の級及び職員の種類に応じて別表第4に定める額とする。ただし、1月の総額は、同表に定める額に80を乗じて得た額を超えることができない。
- 10 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務に従事した時間がある場合の第4項の手当の額は、前項に定める手当額に、第1号又は第2号に掲げる業務にあつては当該業務に従事した時間1時間につき別表第4に定める額の100分の30に相当する額を、第3号に掲げる業務にあつては当該業務に従事した時間1時間につき別表第4に定める額の100分10に相当する額を加算した額とする。ただし、1月の加算額の総額は、別表第4に定める額に80を乗じて得た額に、第1号又は第2号に掲げる業務について加算する場合にあつては100分の30、第3号に掲げる業務のみについて加算する場合にあ

っては100分の10をそれぞれ乗じて得た額を超えることができない。

- (1) 新造の航空機の検査
 - (2) 気密装置を有しない航空機によって高度5,000メートル以上の高空を30分以上飛行して行う業務
 - (3) ジェット機に搭乗して行う業務のうち、第4項第5号に掲げる業務又は第10号に掲げる業務
- 1 1 第4項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、前2項の規定により得られる額にその搭乗した日1日につきそれぞれ870円（日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあつては、1,300円）を加算した額とする。
 - 1 2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。
 - 1 3 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、前2項により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
高所作業手当
爆発物取扱等作業手当
 - 1 4 第6項の手当の額は、低圧訓練等1回につき、次の各号に掲げる低圧訓練等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1の月の異常気圧内作業手当の総額は、1万7千円を超えることができない。
 - (1) 0.564気圧以下0.297気圧までの低圧訓練等 900円
 - (2) 0.297気圧未満0.235気圧までの低圧訓練等 1,400円
 - (3) 0.235気圧未満0.161気圧までの低圧訓練等 2,400円
 - (4) 0.271気圧以上の圧力差で、急減圧する低圧訓練等 2,400円
 - 1 5 削除
 - 1 6 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。

(技能手当)

- 第35条の2 技能手当は、人事部長が別に定める通達で規定する職位に選任された職員に対して支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、技能手当の支給に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。

(テレワーク手当)

第35条の3 テレワーク手当は、テレワーク勤務を行った職員に対し、テレワーク勤務により生じる水道光熱費及び通信費等の一部を負担するものとして支給する。ただし、第35条の5に定める特定業務手当の支給の対象となる者には支給しない。

- 2 テレワーク手当の額は、1日当たり220円として、1月当たりテレワーク勤務を行った日数を乗じて得た額とする。

(総研大研究科長・専攻長手当)

第35条の4 総研大研究科長・専攻長手当は、第11条第1項第2号に規定する教育職本給表の適用を受ける職員のうち、総合研究大学院大学の物理科学研究科長又は宇宙科学専攻長の職にあるものに支給する。

- 2 職員は、新たに前項の職員たる要件を具備するに至った場合は、その旨を人事部長に届け出なければならない。前項の職員たる要件を欠くに至った場合も同様とする。
- 3 総研大研究科長・専攻長手当の月額は、次に掲げる職の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 総合研究大学院大学物理科学研究科長 93,500円

(2) 総合研究大学院大学宇宙科学専攻長 66,800円

(特定業務手当)

第35条の5 特定業務手当は、受託契約に基づく機密保持のための制約のもとで、在勤地への出勤を義務とし、専ら機密性の高い業務に従事する者として発令された職員に支給する。

- 2 特定業務手当の月額は、10,000円とする。
- 3 特定業務手当の支給に関して、休職（ただし、第38条第1項に定める休職の場合を除く。）、休業、欠勤又は停職により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務をしなかった場合は、特定業務手当を支給しない。

(期末手当)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員に対して、それぞれ基準日から起算して1月を超えない範囲内において理事長が定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し又は死亡した職員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基準内給与（18条の2に規定する主任手当及び18条の3に規定する上級主任手当を除く。）の月額及び地域調整手当の月額の合計額を基礎として、理事長が別に定める基準により計算した額（以下「標準額」という。）を基準とし、職員の在職期間、勤務成績

等を勘案して理事長が定める額とする。

- 3 前項の期末手当の額に、通達で定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する地域調整手当の月額の合計額に、通達で定める割合を乗じて得た額（通達で定める職責にある職員にあっては、その額に本給月額に通達で定める割合を乗じて得た額を加算した額、さらに通達で定める職制にある職員にあっては、通達で定める額を加算した額）を基礎として、理事長が別に定める基準により計算した額を加算する。
- 4 第2項に規定する職員の在職期間は、基準日以前の6月の期間とし、勤務成績等は、基準日の属する年度の前年度における人事考課を反映させたものとする。期末手当の支給の対象となる期間は、基準日以前の6月の期間とする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の職員のうち通達で定める者の期末手当に係る在職期間の通算等に関し必要な事項については、通達で定める。

第3章 給与の特例

（非常勤職員の給与）

- 第37条 常時勤務に服することを要しない職員又は臨時に勤務する職員については、常勤の職員の給与との均衡を考慮し、人事部長が別に定めるところにより、給与を支給する。

（休職者の給与）

- 第38条 職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかったため休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでの期間については、これに本給（本給の調整額は除く。）、扶養手当、住居手当及び地域調整手当（以下「休職者等給与」という。）の100分の80を、満2年を超える期間については、休職者等給与の100分の60を支給することができる。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの期間については、これに休職者等給与の100分の80を、満1年を超える期間については、休職者等給与の100分の60を支給することができる。
 - 4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中、これに休職者等給与の100分の60以内を支給することができる。
 - 5 職員が就業規則第23条第1項第4号の規定により休職にされたときは、そ

の休職の期間中、出向先機関から支給される給与が、当該職員が機構に在職しているものと仮定した場合にこの規程により得られる給与の額を下回る場合には、その差額を支給することができる。

- 6 職員が就業規則第23条第1項第5号の規定により休職にされた場合、次の各号に掲げる期間については、給与を支給しない。ただし、第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に本項各号に定める休職にされている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（就業規則第37条第1項第1号から第5号の各号に定める年次有給休暇、特別休暇、子の看護休暇、介護休業及び介護休暇の期間を含む。以下「特定の休暇等を含めた勤務期間」という。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。なお、この場合における在職期間は、通達で定める。

- (1) 自己研鑽のための休職にされた期間
- (2) JAXAスタートアップ支援規程（規程第16-19号）に基づきJAXAスタートアップの活動をするため休職にされた期間

- 7 JAXAスタートアップのための休職に係る取扱い規則（人事部長通達第30-11号）第2条の2に基づきスタートアップ休職中の部分就業（以下「スタートアップ部分就業」という。）を行った場合における給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ部分就業を開始した日の前日に受けていた本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、地域調整手当、特地勤務手当、総研大研究科長・専攻長手当及び特定業務手当の月額合計額を正規の勤務時間の1年間における1月平均の時間数で除して計算した1時間当たりの給与額に、その月においてスタートアップ部分就業した時間数を乗じて得た額にテレワーク手当を加えた額を支給する。
- (2) 第36条第1項に規定する基準日にスタートアップ休職を行っている職員のうち、基準日以前6月以内の期間においてスタートアップ部分就業した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。なお、この場合における在職期間は、通達で定める。
- (3) 第24条の定めにかかわらず、スタートアップ部分就業中に通勤をした場合の通勤手当は、実費型通勤手当を支給する。ただし、スタートアップ部分就業を行った日の属する月において、その月を含む支給単位期間の期間型通勤手当の支給を受けている場合は、通勤手当を支給しない。
- (4) 第11条第4項本文の適用を受ける職員であって、その適用を受ける前にJAXAスタートアップのための休職に係る取扱い規則第2条2項に定める、スタートアップ部分就業を行った者に対する1号の規定の適用については、「スタートアップ部分就業を行った日の前日に受けていた本給」とあるのは、「当該職員がスタートアップ部分就業を行った日の前日に受け

ていた本給の月額に100分の70を乗じて得た額」とする。

8 前2項の場合における昇給については、人事部長が別に定めるところによる。

9 職員が前各項以外の事由により休職にされたときは、人事部長が別に定めるところにより給与を支給することができる。

(育児介護休業者等の給与)

第39条 職員が育児介護休業等規程(規程第15-32号)に基づき休業又は短縮勤務をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 育児介護休業等規程第2条の規定に基づく育児休業又は同規程第6条の規定に基づく出生時育児休業(以下「育児休業等」という。)をしている期間については、給与を支給しない。ただし、育児介護休業規程第10条に定める部分就労(以下「部分就労」という。)を行った場合における給与は、育児休業等を開始した日の前日に受けていた本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、地域調整手当、特地勤務手当、総研大研究科長・専攻長手当及び特定業務手当の月額の合計額を正規の勤務時間の1年間における1月平均の時間数で除して計算した1時間当たりの給与額に、その月において部分就労した時間数を乗じて得た額にテレワーク手当を加えた額を支給する。

(2) 育児介護休業等規程第19条の規定に基づく育児短縮勤務(以下「育児短縮勤務」という。)、介護休業又は同規程第21条の規定に基づく介護短縮勤務(以下「介護短縮勤務」という。また、介護休業及び介護短縮勤務を総称して「介護休業等」という。)をした場合の給与は、育児短縮勤務又は介護休業等をした期間における給与のうち、本給、研究開発手当、職責手当、主任手当、上級主任手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、地域調整手当、特地勤務手当及び総研大研究科長・専攻長手当については、その月額の合計額を正規の勤務時間の1年間における1月平均の時間数で除して計算した1時間当たりの給与額(以下「給与から減額する場合の勤務1時間当たりの給与額」という。)に、その前月において育児短縮勤務又は介護休業等により勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(3) 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業等又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において特定の休暇等を含めた勤務期間がある職員には、第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。なお、この場合における在職期間は、通達で定める。

(4) 第24条の定めにかかわらず、部分就労のために通勤をした場合の通勤手当は、実費型通勤手当を支給する。ただし、部分就労した日の属する月にお

いて、その月を含む支給単位期間の期間型通勤手当の支給を受けている場合は、通勤手当を支給しない。

- 2 月の中途において育児休業等を開始し、又は終了した場合の給与は、第7条の規定を準用して支給する。
- 3 育児休業等、育児短縮勤務又は介護休業等をした職員の昇給については、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 育児休業等又は介護休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、第14条の規定を適用する。
 - (2) 育児短縮勤務又は介護短縮勤務をした場合は、当該勤務をしたすべての期間を引き続き勤務したものとみなして、第14条の規定を適用する。
- 4 前3項に規定するもののほか必要な事項は、人事部長が別に定める。
- 5 第11条第4項本文の適用を受ける職員であって、その適用を受ける前に育児介護休業規程第10条に定める、部分就労する者に対する第1項の規定の適用については、「育児休業等を開始した日の前日に受けていた本給」とあるのは、「当該職員が育児休業等を開始した日の前日に受けていた本給の月額に100分の70を乗じて得た額」とする。

(介護休業者の給与)

第40条 削除

(配偶者同行休業者の給与)

- 第40条の2 職員が就業規則第47条の2に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 月の中途において配偶者同行休業を開始し、又は終了した場合の給与は、第7条の規定を準用して支給する。
 - 3 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において特定の休暇等を含めた勤務期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。なお、この場合における在職期間は、通達で定める。
 - 4 昇給については、人事部長が別に定めるところによる。

(欠勤者の給与)

- 第41条 傷病による欠勤者（欠勤の承認を受けた者に限る。）に対する給与については、結核性の疾患の場合にあっては欠勤を始めた日から1年に限り、その他の傷病にあっては欠勤を始めた日から6月に限り、休職者等給与の全額を支給する。その後の欠勤した期間については、休職者等給与の半額を支給することができる。

- 2 前項以外の事由による欠勤者（欠勤の承認を受けた者に限る。）に対する給与は、欠勤を始めた日から1月に限り、休職者等給与の全額を支給することができる。その後の欠勤した期間については、休職者等給与の半額を支給することができる。
- 3 前2項に掲げる者に対する本給の調整額の支給については、通達で定める。

（承認を得ない欠勤者の給与）

第42条 職員が欠勤した場合の給与は、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、給与から減額する場合の勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（在外職員の給与）

第43条 海外において勤務する職員の給与については、在外職員給与規程（規程第15－30号）の定めるところによる。

（通達の取扱い）

第44条 この規程において、「通達で定める」とあるのは、人事部長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

（昇給の暫定措置）

- 2 機構の成立の日の前日に宇宙科学研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所又は宇宙開発事業団の職員であった者から機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者（以下「旧宇宙3機関職員」という。）のうち、機構の成立の日の前日における次期昇給時期が平成15年10月1日又は平成16年1月1日であった者については、第14条の規定にかかわらず、それぞれ平成15年10月1日又は平成16年1月1日に昇給させることができる。

（平成16年4月1日における昇給）

- 3 平成16年4月1日における第14条第1項第2号の規定による昇給については、同号の規定にかかわらず、統合前の昇給時期が次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる号給数とする。

- （1）4月1日 4号給
- （2）7月1日 3号給
- （3）10月1日 2号給
- （4）1月1日 1号給

(昇給の特例措置)

- 4 旧宇宙3機関職員であつて、55歳に達した日後も、1回に限り、なお従前の例により昇給をさせることができることとされていた職員のうち、最後の昇給時期が平成16年度中であった者については、前項の規定による昇給をさせることができるものとし、最後の昇給時期が平成17年度中であった者については、前項の規定中「平成16年4月1日」を「平成17年4月1日」と読み替えて、前項の規定による昇給をさせることができる。

(特別昇給の特例措置)

- 5 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたときは、平成16年4月1日及び平成17年4月1日に、4号給以内の幅において特別昇給を行うことができる。

(初任給調整手当の暫定措置)

- 6 機構の成立の日の前日に宇宙開発事業団の職員であつた者から機構の成立の日引き続き機構の職員となつた者のうち、宇宙開発事業団職員給与規程(45規程第11号。以下「事業団職員給与規程」という。)第21条第1項第1号の規定による初任給調整手当の支給を受けていた者については、平成16年3月31日までの間、なお従前の例による初任給調整手当を支給する。

(特別調整手当)

- 7 旧宇宙3機関職員のうち、機構の成立の日の直後の在勤する地域に係る特別調整手当の支給割合が、機構の成立の日の前日に受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第11条の3の規定による調整手当の支給割合、独立行政法人航空宇宙技術研究所職員給与規程(規程第6号。以下「航技研職員給与規程」という。)第11条第2項の規定による調整手当の支給割合又は事業団職員給与規程第21条の4第2項の規定による特別都市手当の支給割合に達しないこととなるときは、第26条の規定にかかわらず、機構の成立の日から3年を経過するまでの間、第27条の規定による特別調整手当を支給することができる。この場合において、旧宇宙開発事業団職員の特別都市手当の支給割合については、機構の成立の日の前日に受けていた特別都市手当の支給割合に100分の6の割合を加算した割合をもって、当該特別都市手当の支給割合とする。
- 8 旧宇宙3機関職員のうち、機構の成立の日の前日に一般職給与法第11条の7の規定による調整手当の支給を受けていた職員、航技研職員給与規程第11条第3項の規定による調整手当の支給を受けていた職員又は事業団職員給与規程第21条の5の規定による特別都市手当の支給を受けていた職員については、第26条の規定にかかわらず、当該調整手当又は当該特別都市手当の支給を受けることとなつた日から3年を経過するまでの間は、第26条の規定による特別調整手当を支給する。この場合において、旧宇宙開発事業団職員の特別調整手当の支給割合は、機構の成立の日の前日に受けていた当該特別

都市手当の支給割合に100分の6を加算した割合とする。

(特地勤務手当の支給について)

- 9 第28条の規定により職員に対する特地勤務手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第2項に定める日が機構の成立の日前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該職員が特地に在勤することとなった日」とあるのは、「当該職員の機構の成立の日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当の支給について)

- 10 第29条の規定により職員に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条に定める日が機構の成立の日前であるときは、当該職員に対する同条の規定の適用については、同条中「特地に在勤することとなった日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(暫定特別調整手当)

- 11 機構の成立の日の前日に宇宙開発事業団の職員であった者から機構の成立の日引き続き機構の職員となった者のうち、機構の成立の日以後に受けることとなる特別調整手当の支給割合が100分の6に満たない者については、通達で定めるところにより暫定特別調整手当を支給する。

(読替え)

- 12 職員に暫定特別調整手当が支給される間、第2条第3項、第5条第2項、第3項及び第4項並びに第7条及び第8条中「特別調整手当、」の次に「暫定特別調整手当、」を加え、第36条第2項中「及び特別調整手当」とあるのは「、特別調整手当及び暫定特別調整手当」とし、第36条第3項中「特別調整手当」の次に「及び暫定特別調整手当」を加え、第38条第2項中「及び特別調整手当」とあるのは「、特別調整手当及び暫定特別調整手当」とする。

附 則 (平成15年12月1日 規程第15-103号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、改正後の職員給与規程(以下「新規程」という。)第24条第2項第2号、第27条第1項、第2項及び第3項並びに附則第2項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(特別調整手当に関する経過措置)

- 2 改正前の職員給与規程第27条の規定の適用を受けている職員に対する新規程第27条の規定の適用については、同条第1項中「場合(これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた支給地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)」とあるのは「場合」と、同条第2項中「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」及び同項第1号中

「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第3項中「から2年を経過する」とあるのは、「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた支給地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る）」とあるのは「場合」と、「2年を経過する」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成15年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。
- （1）旧宇宙3機関職員については、平成15年4月1日（同月2日から同年9月30日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において旧宇宙3機関職員として受けるべき本給、役職手当、開発手当、初任給調整手当、扶養手当、特別都市手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（第25条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び搭乗員手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （2）旧宇宙3機関職員については、平成15年6月に支給された期末手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
 - （3）旧宇宙3機関職員以外の平成15年10月1日に新たに機構の職員になった者については、同日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、役職手当、開発手当、初任給調整手当、扶養手当、特別都市手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（第25条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び搭乗員手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年10月から施行日の属する月の前月までの月数（同年10月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該

期間を考慮した月数を減じた月数) を乗じて得た額
(読替え)

- 4 前項の規定の適用については、旧宇宙3機関職員のうち宇宙科学研究所の職員であった者については、前項第1号中「、開発手当」、「、初任給調整手当」及び「及び搭乗員手当」を削り、「本給」とあるのは「俸給、俸給の調整額」と、「役職手当」とあるのは「俸給の特別調整額」と、「特別都市手当」とあるのは「調整手当」と、「、単身赴任手当」とあるのは「及び単身赴任手当」とする。前項第2号中「期末手当」とあるのは「期末手当及び勤勉手当」とする。また、旧宇宙3機関職員のうち独立行政法人航空宇宙技術研究所の職員であった者については、前項第1号中「、開発手当」、「、初任給調整手当」、「、特勤勤務手当」、「、特勤勤務手当に準ずる手当」及び「及び搭乗員手当」を削り、「本給」とあるのは「本給、本給の調整額」と、「役職手当」とあるのは「本給の特別調整額」と、「特別都市手当」とあるのは「調整手当」と、「、単身赴任手当」とあるのは「及び単身赴任手当」とする。前項第2号中「期末手当」とあるのは「期末手当及び勤勉手当」とする。

附 則 (平成16年4月1日規程第16-31号)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日(以下「基準日」という。)現在において、育児休業等中、欠勤中又は休職中である職員並びに基準日前直近の昇給のあった日から基準日までの期間において育児休業等、欠勤又は休職の期間がある職員については、職員給与規程(規程第15-28号)附則第3項の規定は適用しない。

附 則 (平成16年10月28日規程第16-54号)

この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則 (平成16年11月26日規程第16-57号)

この規程は、平成16年11月26日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月28日規程第17-15号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
(平成17年度における昇給)
- 2 平成17年度における第14条第2項の昇給の時期については、同項の規定にかかわらず、4月1日とする。
(昇給時期移行時の特例措置)
- 3 平成18年度の昇給等については、第14条に規定するほか、4月1日に2号

給以内の幅において昇給させることができる。

- 4 55歳を超える職員の平成17年度及び平成18年度4月1日の昇給については、前2項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、55歳を超える職員のうち職員給与規程（規程第15－28号）附則第4項に規定する者の平成17年度の昇給については、なお従前の例による。

（専門業務手当の経過措置）

- 5 改正前の職員給与規程第18条第2項第5号の職責手当を支給されていた職員であつて、改正後の職員給与規程第18条の2の専門業務手当を支給される者については、この規定にかかわらず平成19年3月31日までの間月額64,600円を支給する。

（期末手当の特例措置）

- 6 平成17年度の期末手当については、第36条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年7月1日規程第17－67号）

この規程は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月29日規程第17－144号）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

- （1）平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、本給の調整額、職責手当、専門業務手当、研究開発手当、初任給調整手当、扶養手当、特別調整手当、暫定特別調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、住居手当、単身赴任手当（第25条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。）及び搭乗員手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

- （2）平成17年6月に支給された期末手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成１９年３月２９日規程第１９－７号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年８月３０日規程第１９－７１号）

この規程は、平成１９年９月１日から施行する。

附 則（平成１９年９月１２日規程第１９－７５号）

この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則（平成１９年１２月１７日規程第１９－８８号）

この規程は、平成１９年１２月１７日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成２０年３月１８日規程第２０－１２号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年１２月２２日規程第２０－９１号）

この規程は、平成２１年１月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月３０日 規程第２１－１０号）

１ この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

（地域調整手当の経過措置）

２ 一般職本給表の適用を受ける職員のうち、茨城県つくば市又は神奈川県相模原市に在勤する職員の地域調整手当は、第２８条の規定にかかわらず、基準内給与の月額に次に掲げる区分に応じて、当該割合を乗じて得た額とする。

（１）平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日まで １００分の３

（２）平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで １００分の４

（地域調整手当の経過措置の異動保障）

３ 前項に該当する職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合に限る。）の地域調整手当は、当該異動の直後に在勤する地域が第２８条第１項の規定に掲げる地域以外であるときは、当該職員には前項にかかわらず、当該異動の日から２年を経過するまでの間、基準内給与の月額に次に掲げる区分に応じて、当該割合を乗じて得た額とする。

（１）当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間

異動日の支給割合

（２）当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動日の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
(暫定調整手当)

- 4 一般職本給表の適用を受ける職員のうち、東京都特別区、東京都調布市、東京都三鷹市及び愛知県名古屋市において、適用の前日までに特別調整手当の支給を受けていた職員が引き続き在勤する場合は、基準内給与の月額に次に掲げる区分に応じて、当該割合を乗じた額を暫定調整手当として支給する。

(1) 東京都特別区

- ア 平成21年4月1日から平成21年9月30日まで 100分の5
- イ 平成21年10月1日から平成22年3月31日まで 100分の4
- ウ 平成22年4月1日から平成22年9月30日まで 100分の3
- エ 平成22年10月1日から平成23年3月31日まで 100分の2

(2) 東京都調布市、東京都三鷹市又は愛知県名古屋市

- ア 平成21年4月1日から平成21年9月30日まで 100分の4
- イ 平成21年10月1日から平成22年3月31日まで 100分の3
- ウ 平成22年4月1日から平成22年9月30日まで 100分の2
- エ 平成22年10月1日から平成23年3月31日まで 100分の1

(暫定調整手当の異動保障)

- 5 前項に該当する職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）の暫定調整手当は、当該異動の日から2年を経過するまでの間、基準内給与の月額に次に掲げる区分に応じて、当該割合を乗じて得た額とする。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間

当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る暫定調整手当の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る暫定調整手当の支給割合に
100分の80を乗じた割合

(平成21年4月1日までに在勤する地域を異にして異動した職員の異動保障)

- 1 平成21年4月1日までに在勤する地域を異にして異動した職員の地域調整手当及び暫定調整手当は、基準内給与の月額に次に掲げる区分に応じて、当該割合を乗じて得た額とする。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間

当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域調整手当及び暫定調整手当の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域調整手当及び暫定調整

手当の支給割合に100分の80を乗じた割合
(暫定準特地手当)

- 7 種子島宇宙センター及び臼田宇宙空間観測所に適用の前日から引き続き在勤する職員は、その支給地域に勤務することとなった日における本給及び扶養手当の月額に次に掲げる区分に応じて、当該割合を乗じて得た額を暫定準特地手当として支給する。

(1) 平成17年4月1日以前に種子島宇宙センターへ異動した職員

ア 異動の日から起算して4年に達した後5年に達するまでの間 100分の4

イ 異動の日から起算して5年に達した後6年に達するまでの間 100分の2

(2) 平成17年4月2日以降に種子島宇宙センターへ異動した職員

ア 平成21年4月1日から平成21年9月30日まで 100分の5

イ 平成21年10月1日から平成22年3月31日まで 100分の4

ウ 平成22年4月1日から平成22年9月30日まで 100分の3

エ 平成22年10月1日から平成23年3月31日まで 100分の2

(3) 平成18年4月1日以降に臼田宇宙空間観測所に異動した職員

ア 平成21年4月1日から平成21年9月30日まで 100分の4

イ 平成21年10月1日から平成22年3月31日まで 100分の3

ウ 平成22年4月1日から平成22年9月30日まで 100分の2

エ 平成22年10月1日から平成23年3月31日まで 100分の1

(読替え)

- 8 職員に暫定調整手当又は暫定準特地手当が支給される間、第2条第3項、第9条及び第39条第2号中「地域調整手当、特地勤務手当」とあるのは「地域調整手当、暫定調整手当、特地勤務手当、暫定準特地手当」とし、第5条第2項、第3項及び第8条中「地域調整手当及び特地勤務手当」とあるのは「地域調整手当、暫定調整手当、特地勤務手当及び暫定準特地手当」とし、第5条第4項及び第7条中「地域調整手当又は特地勤務手当」とあるのは「地域調整手当、暫定調整手当、特地勤務手当又は暫定準特地手当」とし、第36条第2項、第3項及び第38条第2項中「又は地域調整手当」とあるのは「又は地域調整手当及び暫定調整手当」とする。

附 則 (平成21年9月30日規程第21-37号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月9日 規程第21-50号)

- 1 この規程は、平成21年12月9日から施行し、平成21年12月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第31条第1項第3号の規定は、平成

22年4月1日から施行する。

(住居手当の暫定措置)

- 2 改正前の職員給与規程第23条第1項第2号の規定の適用を受けていた職員は、新築又は購入の日から起算して5年を経過する日又は平成23年3月31日のいずれか早い日までの間、月額2,500円を住居手当として支給する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、研究開発手当、職責手当、専門業務手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(第25条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。)、特別調整手当、地域調整手当、暫定調整手当、特地勤務手当及び暫定準特地手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則(平成22年12月6日 規程第22-57号)

- 1 この規程は、平成22年12月6日から施行し、平成22年12月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第31条第1項第3号の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(50歳台後半層の職員の給与の抑制措置)

- 2 当分の間、一般職本給表の適用を受ける職員のうち6級以上の職員、教育職本給表の適用を受ける職員のうち4級の職員(以下この項において「特定職員」という。)に対する給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、本給、本給月額を基礎として算出される諸手当(研究開発手当、特別調整手当、地域調整手当、暫定調整手当、特地勤務手当、暫定準特地手当、超過勤務手当、深夜手当及び期末手当)及び職責手当の月額に100分の1.

5 を乗じて得た額を減額して支給する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、研究開発手当、職責手当、専門業務手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(第25条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。)、特別調整手当、地域調整手当、暫定調整手当、特地勤務手当及び暫定準特地手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則(平成23年3月31日 規程第23-18号)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(暫定調整手当)

- 2 東京都特別区に在勤する場合は、基準内給与の月額に次に掲げる区分に応じて、当該割合を乗じた額を暫定調整手当として支給する。

なお、暫定調整手当については、異動保障の対象としない。

- (1) 一般職本給表の適用を受ける職員のうち5級以下の職員及び教育職本給表の適用を受ける職員のうち2級以下の職員

ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の1.0

イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の0.5

附 則(平成24年2月10日 規程第24-4号)

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(暫定専門業務手当)

- 2 改正後の職員給与規程第18条の2に規定する主任手当の支給対象職員に対しては、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額を暫定専門業務手当として支給する。

(1) 平成24年3月1日から平成25年3月31日まで 月額26,000円

- (2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 月額13,000円
(超過勤務手当)
- 3 附則前項の暫定専門業務手当が支給されている者の第31条第1項の規定の適用に当たっては、同条第1項の規定により算出した額（以下「対象額」という。）が、暫定専門業務手当の額を超える場合に限り、対象額から暫定専門業務手当の額を減じた額を支給する。
- (読替え)
- 4 暫定専門業務手当が支給される間、第2条、第5条第2項から第4項まで、第7条から第9条まで、第28条及び第39条第1項第2号中「主任手当、」の次に「暫定専門業務手当、」を加え、第36条第2項中「主任手当」の次に「及び暫定専門業務手当」を加える。

附 則（平成24年9月28日 規程第24-43号）

- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- (給与の減額措置)
- 2 平成24年10月1日から平成26年9月30日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額（職員給与規程附則（平成22年12月6日規程22-57号）第2項の適用を受ける職員にあっては、同項により算出された本給の額）から、その月額に次の表の本給表及び職務の級欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表	7級及び8級	100分の9.77
教育職本給表	4級	100分の9.77

- 3 特例期間において、前項に掲げる職員（以下、「特例職員」という。）に対する職員給与規程に基づき支給される給与のうち、次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。ただし、第7項に基づき支給される期末手当を除く。
- (1) 研究開発手当 当該職員の研究開発手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (2) 職責手当 当該職員の職責手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 宇宙飛行士手当 当該職員の宇宙飛行士手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 4 特例期間において、特例職員に対する職員給与規程に基づき支給される給与のうち、地域調整手当、暫定調整手当及び特地勤務手当の支給に当たっては、第2項及び第3項により算出された給与の額により得られた額とする。

- 5 特例期間における職員給与規程第7条から第9条の規定については、第2項から第4項の規定により算出された給与の額を基準として算出するものとする。
- 6 平成24年4月1日から平成26年9月30日までの間において、国家公務員等であった者から、引き続き人事交流等により特例職員となった者の特例期間は、その者が国家公務員等であったときに受けた減額措置の期間を、特例期間から減じた期間とする。

(平成24年6月期期末手当に関する特例措置)

- 7 平成24年6月期期末手当の計算に当たっては、職員給与規程第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同条第2項中「基準日現在(退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において職員が受けるべき基準内給与の月額及び地域調整手当の月額」とあるのは「この規程により改正された本給を基準として算出される基準内給与の月額及び地域調整手当の月額」とし、同条第3項中「本給の月額」とあるのは「この規程により改正された本給の月額」とし、「本給月額に」とあるのは「この規程により改正された本給月額に」と読み替えて計算した額から、次の各号の合計額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額を支給する。この場合において調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成24年4月1日(同月2日から同年10月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日において、理事長が別に定める職員が受けるべき本給、本給の調整額、研究開発手当、職責手当、主任手当、暫定専門業務手当、初任給調整手当、宇宙飛行士手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(第25条第2項に定める額。ただし、加算額を除く。)、地域調整手当、暫定調整手当及び特地勤務手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成24年6月29日に仮払いした平成24年6月期期末手当の額

附 則(平成24年10月30日 規程第24-45号)

- 1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

(給与の減額措置)
- 2 職員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額(職員給与規程附則(平成22年12月6日規程22-57号)第2項の適用を受ける職員にあっては、同項により算出された本給の額)から、その月額に次の表の本給表及び職務の級欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の特例期間その2欄に定める期間、割合欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

本給表	職務の級	割合	特例期間その2
一般職本給表	6級	100分の9.77	平成24年11月1日から 平成26年10月31日
	4級及び 5級	100分の7.77	平成25年2月1日から 平成26年10月31日
	1級から 3級まで	100分の4.77	平成25年2月1日から 平成26年10月31日
教育職本給表	3級	100分の7.77	平成24年11月1日から 平成26年10月31日
	2級	100分の7.77	平成25年2月1日から 平成26年10月31日
	1級	100分の4.77	平成25年2月1日から 平成26年10月31日

- 3 特例期間その2において、前項に掲げる職員（以下、「特例職員その2」という。）に対する職員給与規程に基づき支給される給与のうち、次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 研究開発手当 当該職員の研究開発手当の月額に前項に掲げる本給表及び職務の級欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額
 - (2) 職責手当 当該職員の職責手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 主任手当 当該職員の主任手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 宇宙飛行士手当 当該職員の宇宙飛行士手当の月額に前項に掲げる本給表及び職務の級欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額
 - (5) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 4 特例期間その2において、特例職員その2に対する職員給与規程に基づき支給される給与のうち、地域調整手当、暫定調整手当及び特地勤務手当の支給に当たっては、第2項及び第3項により算出された給与の額により得られた額とする。
- 5 特例期間その2における職員給与規程第7条から第9条の規定については、第2項から第4項の規定により算出された給与の額を基準として算出するものとする。
- 6 平成24年4月1日から平成26年10月31日までの間において、国家公務員等であった者から、引き続き人事交流等により特例職員その2となった

者の特例期間その2は、その者が国家公務員等であったときに受けた減額措置の期間を、特例期間その2から減じた期間とする。

- 7 特例期間その2の間において、一般職本給表6級の適用を受ける職員が昇格した場合又は教育職本給表3級の適用を受ける職員が昇格した場合の特例期間の終了時期は、職員給与規程附則（平成24年9月28日 規程第24-43号）第2項の規定にかかわらず、平成26年10月31日までとする。

附 則（平成26年12月9日規程第26-50号）

この規程は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日規程第27-24号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第28条及び第28条の2に係る改正規定は平成27年10月1日から施行する。
（本給の切替えに伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を支給する。

附 則（平成28年3月7日規程第28-8号）

- 1 この規程は、平成28年3月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第25条に係る改正規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（平成28年3月16日規程第28-11号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日規程第28-45号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年12月2日規程第28-82号）

- 1 この規程は、平成28年12月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（平成２９年１月 ５日 規程第２９－２号）

- 1 この規程は、平成２９年１月５日から施行し、平成２９年１月１日から適用する。
- 2 改正後の第３９条２項１号の規定は、この規程の施行日以降の育児休業の期間に適用し、同日前の育児休業の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月２２日 規程第２９－１１号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間、第２１条及び第２２条について、下記各号のとおりとする。
 - （１）平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第２１条第１項ただし書及び第２２条第３項第３号から第６号までの規定は適用せず、第２１条第３項及び第２２条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき６，５００円（一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの及び教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの（以下「一般職７級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき１０，０００円」とあるのは、「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき８，０００円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち一人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき６，５００円（職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については９，０００円）」と、同条第１項中「扶養親族（一般職８級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職８級職員から一般職８級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（一般職８級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「（２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一

般職８級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「

- （２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- （３）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- （４）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）

」と、同条第２項中「扶養親族（一般職８級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職８級職員から一般職８級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職８級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職８級職員以外の職員から一般職８級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出にかかるものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職８級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となつ

た場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職8級職員あつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする

- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第21条第1項ただし書及び第22条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第21条第3項及び第22条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般職8級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職8級職員から一般職8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職8級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職8級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般職8級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職8級職員から一般職8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職8級職員以外の職員となった日」とあるのは、「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届け出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職8級職員以外の職員から一般職8級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出にかかるものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職8級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職8級職員あつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第21条第1項ただし書及び第22条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第21条第3項及び第22条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が7級」とあるのは「が7级以上」と、「一般職7級職員等」とあるの

は「一般職 7 級以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職 8 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 8 級職員から一般職 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 8 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 8 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（一般職 8 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 8 級職員から一般職 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 8 級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 8 級職員以外の職員から一般職 8 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出にかかるものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 8 級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 8 級職員あつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職 7 級職員等が一般職 7 級職員等及び一般職 8 級職員」とあるのは「一般職 7 級以上職員等が一般職 7 級以上職員等」と、同項第 6 号中「一般職 7 級職員等及び一般職 8 級職員」とあるのは「一般職 7 級以上職員等」と、「が一般職 7 級職員等」とあるのは「が一般職 7 級以上職員等」とする。

附 則（平成 30 年 2 月 26 日規程第 30－4 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 26 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。
- 3 附 則（平成 22 年 12 月 6 日 規程第 22－57 号）第 2 項（50 歳台後半層の職員の給与の抑制措置）中「当分の間」を「平成 30 年 3 月 31 日までの間」に改める。

附 則（平成 30 年 11 月 27 日規程第 30－95 号）

- 1 この規程は、平成30年11月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和元年11月26日規程令和第1－25号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年11月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第23条及び附則第3項に係る改正規定は令和2年4月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 平成31年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に改正前の第11条の規定に基づいて職員に支給された給与は、改正後の同条の規定の定めによる給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 3 改正規定第23条の施行日の前日において改正前の同条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、同条の施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（通達で定める職員を除く。）に対しては、同条の施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の同条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で通達で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）改正後の23条第1項各号にいずれにも該当しないこととなる職員

（2）旧手当額から改正後の第23条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和元年12月3日規程令和第1－28号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日規程令和第3－45号）

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

附 則（令和4年2月3日規程令和第4－8号）

この規程は、令和4年2月3日から施行する。ただし、第2条、第5条第2項、第9条、第24条、第35条の3及び第39条第1項第5号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年２月２８日規程令和第４－１１号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年９月１２日 規程令和第４－５９号）

- 1 この規程は、令和４年１０月１日から施行する。
- 2 施行日前に育児短時間勤務の承認を得た職員について、改正前第３９条の適用は、当該承認を得た育児短時間勤務の期間に限り、なお従前の例による。この場合において、改正前第３９条中「職員育児休業等規程第１０条」とあるのは「規程令和第４－５４号による改正前の職員育児休業等規程第１０条」とし、「職員育児休業等規程第１１条第１項各号」とあるのは、「同規程第１１条第１項各号」とする。

附 則（令和４年９月２９日 規程令和第４－６８号）

この規程は、令和４年１２月１日から施行する。

附 則（令和４年１０月２８日規程令和第４－７４号）

この規程は、令和４年１１月１日から施行する。

附 則（令和４年１１月２５日規程令和第４－８３号）

- 1 この規程は、令和４年１２月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
- 2 令和４年４月１日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和５年７月２４日規程令和第５－３１号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１１月２１日規程令和第５－５２号）

- 1 この規程は、令和５年１２月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
- 2 令和５年４月１日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和５年１２月２５日規程令和第５－５９号）

- 1 この規程は、令和６年１月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。ただし、第３５条の３の改正規定は令和６年４月１日から適用する。
- 2 令和５年４月１日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和 6 年 9 月 3 0 日 規程令和第 6－6 4 号）

この規程は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 1 月 2 9 日 規程令和第 6－7 4 号）

1 この規程は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

2 令和 6 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支給された給与は、改正後の規定の定めによる給与の内払とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 2 4 日 規程令和第 7－1 2 号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（扶養手当の経過措置）

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間においては、改正後の第 2 1 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

（1）一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以下であるもの及び教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以下であるものには、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は 3, 0 0 0 円とする。

（2）子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子がいる場合にあっては、第 2 1 条により加算される前の額）を 1 人につき 1 1, 5 0 0 円とする。

（寒冷地手当の経過措置）

3 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間においては、次の各号に定めるとおりとする。

（1）改正後の第 3 0 条の規定にかかわらず、通達で定めるところにより支給する。

（2）改正後の第 9 条及び第 3 9 条の規定にかかわらず、勤務 1 時間当たりの給与額及び給与から減額する場合の勤務 1 時間当たりの給与額の算定に寒冷地手当を含めることとする。

附 則（令和 7 年 8 月 1 8 日 規程令和第 7－4 3 号）

この規程は、令和 7 年 8 月 1 8 日から施行する。